

公告

次のとおり特定建設工事共同企業体による事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

令和 08 年 08 月 28 日

小牧市長 天野 正基

工事名		温水プール解体工事（週休2日制工事）（10124861）
路線等の名称		
工事場所		小牧市大字野口2394番地3
工期		令和 09 年 01 月 05 日 ～ 令和 11 年 06 月 22 日
工事概要		温水プール解体工事 ・敷地内建物の撤去（杭並びに建物に付属する電気設備及び機械設備を含む） 建築面積：5,022m ² 延床面積：6,660m ² 地下1F、地上2F RC造一部S造 ・敷地内工作物、舗装、植栽、雨水配管撤去 ・撤去後の敷地整備
予定価格		金1,089,000,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）
低入札調査基準価格		【低入札調査基準価格】 有 低入札調査基準価格の算出方法：建築工事 【失格判断基準価格】 有
入札等の方法		あいち電子調達共同システム（CALS／EC）を使用すること。 ・総合評価落札方式 ・特定建設工事共同企業体
入札参加資格要件	構成員	2者
	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、解体について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店 小牧市内支店 愛知県内本店 愛知県内支店
	代表者となる構成員に必要な条件	(7) 企業体に対する出資比率は、最大であること。 (4) 入札参加申込書の提出日に1年7か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の「解体工事」の総合評定値が1,000点以上を有すること。
	その他構成員に必要な条件	第2構成員は入札参加申込書の提出日に1年7か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の「解体工事」の総合評定値が市内本支店は600点以上、県内本支店は700点以上を有すること。
	配置技術者	建設業法第26条に定める当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置すること。
	その他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 (2) 小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 (3) 指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。 (4) 民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。 (5) 営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。 (6) 当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

	「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 株式会社大建設 名古屋事務所 (7) 経常建設企業体でないこと。 (8) 企業体に対する出資比率は、均等割の10分の6を下回らないこと。 (9) 本工事について、2以上の企業体の構成員でないこと。 (10) その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書【特定建設工事共同企業体】による。
入札参加申込書等の提出	入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書を電子入札システムにて提出しなければならない。また、技術資料及び企業体審査申請書等を小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出しなければならない。期限までに申込書等を提出しない者は、本入札に参加することができない。 【提出書類】 ・入札参加申込書 (1) 制限付一般競争入札（共同企業体）参加申込書（様式第2） ※電子入札システムにて提出すること。電子入札システムの入札参加申込書の入力時に、「JV参加」の□にチェックを付け、特定建設工事共同企業体名称を入力すること。 ※単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加すること。 ・技術資料 (1) 総合評価（特別簡易型）技術資料 ・企業体審査申請書等 (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (2) 特定建設工事共同企業体協定書 (3) 委任状 【提出期間】 令和 08 年 08 月 31 日（月） 午前 09 時 00 分 から 令和 08 年 09 月 30 日（水） 午後 05 時 00 分 まで 【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
設計図書の配布	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。 【配布期間】 公告日から入札参加申込書提出期限まで
現場説明会	無
設計図書に対する質問等	設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出すること。 【質問期限】 令和 08 年 10 月 05 日（月） 午前 10 時 00 分 まで 【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。
質問回答予定日	令和 08 年 10 月 13 日（火） 午前 11 時 00 分 から
入札書及び工事費内訳書の提出方法等	電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。（小牧市ホームページ掲載の様式を使用すること。）

	【提出期間】 令和 08 年 10 月 26 日（月） 午前 09 時 00 分 から 令和 08 年 10 月 27 日（火） 午後 05 時 00 分 まで
開札日時	令和 08 年 10 月 28 日（水） 午前 09 時 30 分
開札場所	小牧市役所本庁舎 4 階 総務課
落札候補者の決定	落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。 開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出すること。 なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。 【提出書類】 （１）制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ※資料を添付すること。 【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
契約書作成の要否	要
前払金及び中間前払金	有
入札保証金	免除
契約保証金	有
労働環境の確認	有 労働環境の確認に関する特記事項を確認すること。
入札及び契約手続等	地方自治法、小牧市契約規則（昭和 55 年小牧市規則第 11 号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成 20 年 3 月 28 日 19 小総第 1247 号）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成 18 年 9 月 6 日施行）、小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱（平成 20 年 2 月 5 日 19 小総第 1007 号）、小牧市入札参加者心得書、小牧市契約約款及び小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書【特定建設工事共同企業体】を確認すること。 この工事の契約の締結については議会の議決が必要である。
問い合わせ先	小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市総務部総務課 電話（0568）76-1103（直通）

支払い条件の注意事項

小牧市工事請負契約約款の規程に基づき前払金等を支払うものとし、多年度にわたる業務の支払いについては以下のとおりとする。

なお、支払額のうち10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

出来高予定	令和8年度末の出来高予定は0.1%とする。 令和9年度末の出来高予定は30.00%とする。 令和10年度末の出来高予定は60.00%とする。
前払金の支払	契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。 (1)令和8年度の前払金は、同年度末の出来高予定に4割を乗じて得た額以内とする。 (2)令和9年度の前払金は、同年度末の出来高予定に4割を乗じて得た額以内とする。 (3)令和10年度の前払金は、同年度末の出来高予定に4割を乗じて得た額以内とする。 (4)令和11年度の前払金は、契約金額に4割を乗じて得た額から、(1)と(2)と(3)の額を控除した額以内とする。
中間前払金の支払い	契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。ただし、契約金額が変更された場合は、前払金と中間前払金の合計額は出来高予定額の10分の6を超えてはならない。 (1)令和8年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定に2割を乗じて得た額以内とする。 (2)令和9年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定に2割を乗じて得た額以内とする。 (3)令和10年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定に2割を乗じて得た額以内とする。 (4)令和11年度の中間前払金は、契約金額に2割を乗じて得た額から、(1)と(2)と(3)の額を控除した額以内とする。
契約金の支払	(1)令和8年度の支払限度額は契約金額に同年度末の出来高予定を乗じて得た額の9割以内とする。 (2)令和9年度の支払限度額は契約金額に同年度末の出来高予定を乗じて得た額の9割以内とする。 (3)令和10年度の支払限度額は契約金額に同年度末までの出来高予定を乗じて得た額の9割から、(1)と(2)の額を控除した額以内とする。

別記 1 「総合評価に関する評価項目と評価基準」

1 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

A (配点 7 点)

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
企業 の 技 術 力	①企業評価対象工事 の施工実績（過去 10 年間：平成 28 年 4 月 1 日から技術資料を 提出する前日までに 完了）※ ¹	施工実績を確認できるもの （コリンズ竣工時カルテ登 録内容確認書の写し等） （4 件まで）	4 件	4 点
			3 件	3 点
			2 件	2 点
			1 件	1 点
			実績なし	0 点
	②ISO9001・I SO14001 認証取 得の有無※ ²	取得済とわかる書類の写し	両方の認証を受けている	2 点
			どちらかの認証を受けている	1 点
			上記項目に該当しない	0 点
	③国又は地方公共団体 における優良工事表彰 等の有無（過去 5 年 間：令和 3 年 4 月 1 日 から技術資料を提出す る前日まで）※ ³	優良工事表彰された工事で あることを証明する表彰状 等の写し	表彰あり	1 点
			表彰なし	0 点

※¹ 対象工事は、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）のいずれかの構成員が元請として施工した次に掲げる工事とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が 20%以上の工事に限るものとする。

対象工事：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ床面積 6,000㎡以上の解体工事。なお、延べ床面積については、1 棟で判断することとし、複数棟の合計は認めない。

※² 企業体のいずれかの構成員が技術資料を提出する前日までに、入札に参加する営業所が認証されていること。

※³ 優良工事表彰とは、企業体のいずれかの構成員が国又は地方公共団体で、優良工事として表彰されたものとする（同業種に限定しない）。表彰等の日付が該当期間内のものを実績と認める。小牧市については、優良工事として公表されたものは、添付書類を必要としない。技術資料提出後に、小牧市の優良工事として公表されていたことが判明しても加点はしない。小牧市の優良工事

の公表期間を過ぎているものについては、技術資料を提出する前に小牧市役所総務課に確認すること。

B（配点 7 点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
配置 予定 技術 者の 能力	①技術者評価対象工 事の施工実績 （過去 10 年間：平成 28 年 4 月 1 日か ら技術資料を提出する 前日までに完了） ※1※2※4※5	施工実績を確認できるもの （コリンズ竣工時カルテ登 録内容確認書の写し等） （4 件まで）	4 件	4 点
			3 件	3 点
			2 件	2 点
			1 件	1 点
			実績なし	0 点
	②工事成績の評定点 （過去 5 年間：令和 3 年 4 月 1 日から技 術資料を提出する前 日までに完了した工 事の内 1 件） ※1※2※4※6	工事成績が確認できるもの （工事成績評点結果通知書 等の写し）	80 点以上	2 点
			75 点以上 80 点未満	1 点
			75 点未満又は実績なし	0 点
	③CPD（継続教育） の取組実績 ※3※4※7※8	建築 CPD 運営会議が発行 した実績証明書の写し	CPD の実績あり	1 点
			CPD の実績なし	0 点

※¹対象工事は、元請として施工した次に掲げる工事とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が 20 %以上の工事に限るものとする。

対象工事：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ床面積 3,000㎡以上の解体工事。なお、延べ床面積については、1 棟で判断することとし、複数棟の合計は認めない。

※²企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者の主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人での実績を求める。なお、監理技術者補佐での実績は、専任で従事した実績に限る。

※³企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者の実績を求める。

※⁴入札参加申込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする全ての配置予定技術者について資料に記入すること。①～③の実績は同一人のものであること。複数の候補者がいる場合は、①～③の加算点の合計が最も低い候補者の評価とする。

※⁵ 工事の途中で交代があった場合は、実績として認めない。

※⁶ 工事の途中で交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認める。

※⁷ 配置予定技術者が、建築ＣＰＤ運営会議が発行するＣＰＤ（継続教育）の単位を令和７年４月１日から技術資料を提出する前日までの間に年間推奨単位（各団体の１年間の推奨単位（ユニット等））以上取得していること。

※⁸ 証明書の単位取得期間は１年間とし、かつ令和７年４月１日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとする。

C（配点６点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
地域精 通度・地 域貢 献度	①契約締結する営業 所の所在地※ ¹		小牧市内に本店を有する	２点
			小牧市内に支店を有する	１点
			上記項目に該当しない	０点
	②地域（小牧市）内での 公共工事施工実績 （過去５年間：令和３ 年４月１日から技術 資料を提出する前日 までに完了）※ ²	施工実績を確認できるもの （コリンズ竣工時カルテ 登録内容確認書の写し等）	実績あり	１点
			実績なし	０点
	③愛知県ファミリーブ レンドリー企業登録の 有無※ ³	企業登録証の写し	登録あり	０．５点
			登録なし	０点
	④女性の活躍促進宣言 の有無※ ³	愛知県が発行する「女性の 活躍促進宣言受理証明書」 の写し	宣言あり	０．５点
			宣言なし	０点
	⑤障がい者雇用の有無 ※ ⁴ ※ ⁵	雇用を証明できる書類の 写し	雇用している	１点
			雇用していない	０点
	⑥小牧市と災害時に おける応急対策業務に 関する協定の締結の有無 ※ ⁶	小牧市と協定を締結して いる協定書の写し	協定あり	１点
			協定なし	０点

- ※¹ 企業体のいずれかの構成員の本案件公告日における小牧市の入札参加者名簿に登録されている営業所
- ※² 公共工事施工実績とは、国又は地方公共団体が発注した解体工事のうち、企業体のいずれかの構成員が元請として施工した実績とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。
- ※³ 企業体の全ての構成員が技術資料を提出する前日までに認証又は受理されていれば認める。
- ※⁴ 企業体の全ての構成員が「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率を達成（実雇用率が法定雇用率以上であること）しているもの、又は、雇用義務がなくても本案件公告日までに障がい者を雇用していれば認める。
- ※⁵ 常用労働者が37.5人以上の事業所は、ハローワークに提出する雇用に関する状況表の写しで、常用労働者が37.5人未満の事業所は、障害者手帳および雇用していることを確認できる従業員証等の写しをもって確認する。
- ※⁶ 本案件公告日までに、企業体のいずれかの構成員が小牧市（事務局：防災危機管理課）と協定を締結していれば認める。

2 ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置技術者に対するヒアリングを行うことがあるが、ヒアリングを行う場合は、その日時・場所等について別途通知する。

3 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、1の評価基準で審査し算出する。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。

また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合でも書類の再提出は認められない。なお、この場合は加算対象とならない。

4 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。

低入札調査基準価格について

この工事の低入札調査基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	低入札調査基準価格		
<u>事後公表</u>	建築工事	予定価格 算定上の $\left(\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 90\% \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 87\% \\ \text{一般管理費} \times 65\% \end{array} \right)$	の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.10$ (消費税及び地方消費税)

- ※ 上記により算出した額が予定価格の100分の92を超える場合は100分の92に相当する額、また100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。
- ※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。

失格判断基準価格について

この工事の失格判断基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	失格判断基準価格	
<u>事後公表</u>	建築工事	$\text{税抜低入札調査基準価格} \times 100 \text{ 分の } 90 \text{ を乗じた額(千円未満切捨て)} \\ \times 1.10 \text{ (消費税及び地方消費税)}$

- ※ 上記により算出した額が予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。